**事業場内最低賃金規程**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和○　○　○　株　式　会　社 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |

第１条　（事業場内最低賃金）

　当社における最も低い賃金額は、時間給または時間換算額〇〇〇〇円とする。ただし、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条の基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。

　②　前項の賃金額には、最低賃金法第4条第３項に定める賃金を参入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第２条の定めるところによる。

附則　この規程は、令和　年　月　日から施行する。

事業場名

代表者職氏名